

令和6年能登半島地震の災害対応について

新潟県資源循環推進課

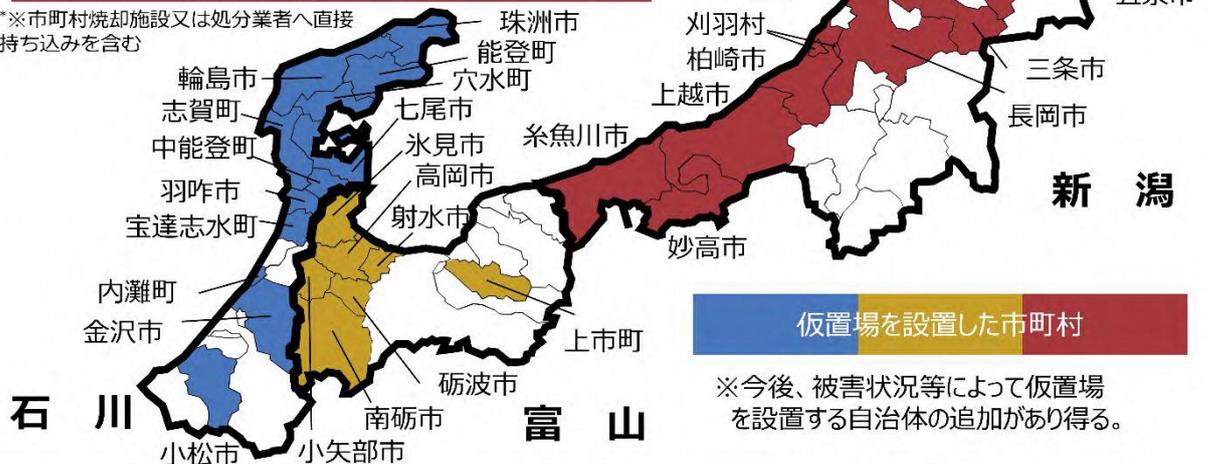
1 能登半島地震における本県の対応

- 県内では、住宅被害がなかったのは5団体（魚沼、田上、湯沢、関川、粟島浦）のみで、広範囲にわたり住宅等の建物被害が発生。被災市町村においては、自己搬入に対する減免、仮置場の設置、公費解体等を対応中
- 特に液状化被害が発生した新潟市をはじめ、上越市、柏崎市などで多数の住家被害が発生。特定非常災害の指定により、半壊家屋も補助対象（部分解体は対象外）となり対象家屋が多数にのぼる見込みであることから、公費解体の長期化や大量の解体廃棄物の発生・処理等が見込まれる。（ただし、半壊家屋は解体せずに修繕するなど、被災者の住宅再建方法に因るところがあり、公費解体申し込みの判断が長期化することが想定される。）
- 県としては、被災市町村に対し、発災当初から災害廃棄物の対応や施設被害の有無等を確認するとともに、環境省と連携し、国の補助金の活用等に関する説明会を開催したり、公費解体に係る過去事例の資料提供等により、取組を支援している。
- 加えて、今後、公費解体の進捗に伴い、広域処理の要請があれば、県として調整していく。

新潟県 設置済：11

自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
新潟市	設置済：1/3～	7
長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
柏崎市	設置済：1/11～	1
燕市	設置済：1/5～	2
糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
五泉市	設置済：1/5～	1
上越市	設置済：1/5～	4
佐渡市	設置済：1/9～	3
刈羽村	設置済：1/11～	1

*市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む



出典：環境省 HP（令和6年能登半島地震における災害廃棄物対策）から引用